

JA ASAHIKAWA
あさひかわ

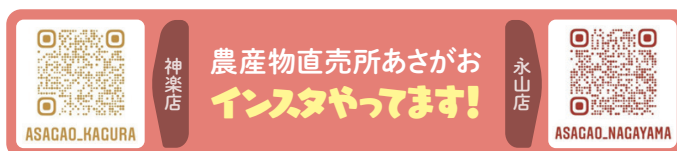
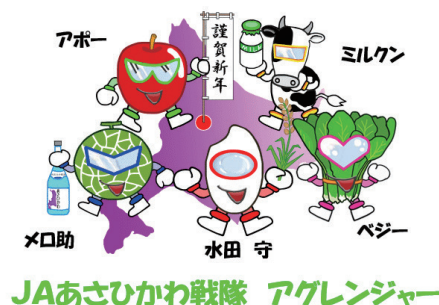
あさがお永山店 お盆の様子



特集

農産物直売所永山店
17周年イベント・
農家の直売会も開催！

- ❖ 鮭・カニ祭を開催！
- ❖ インボイス制度が始まります
- ❖ 組合員資格の確認を
- ❖ 理事会だより



JA共済
お見積りキャンペーン実施中!!

JAの共済でお見積りしてみませんか？
スタッフが安心・丁寧に対応いたします！

JAの生命総合共済
なないろ
デザイン

フルマスタート
自動車共済

建物更生活共済
むてきプラス

キャンペーン
実施期間
令和5年8月7日(月)～令和5年10月31日(火)まで

今なら、
見積りいただくと
先着200名様
JAあさひかわ特選商品セット

現在ご加入の他社証券
(他共済証券)をご持参のうえ
新規にお見積りされた方

JA共済からの
お知らせです。

浜辺美波

一生涯サポートのJA共済をわかりやすくご説明！

JAの
はじめて共済

ネットで資料請求！
掛金試算もできる！

詳しくは下記まで
はじめて共済 検索
<https://shiryo.ja-kyosai.or.jp>

※この資料は概要を説明したもので
す。ご検討にあたっては、「重要事項
説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。
また、ご契約の際には、「重要
事項説明書(注意喚起情報)」および
「ご契約のしおり・約款」を必ずご
覧ください。

JA ASAHIKAWA
あさひかわ

■旭正支所 ㊞32-2231	■神楽支所 ㊞61-4111	■江丹別支所 ㊞73-2111
■豊岡支所 ㊞31-3188	■永山支所 ㊞48-2171	■北野支所 ㊞87-2131
■北部支所 ㊞51-4336	■神居支所 ㊞61-4126	

※ご提供いただいた個人情報は、JAおよびJA共済連の事業および各種サービスの提供・ご案内・充実等の目的以外には利用いたしません。
また、JA共済は「個人情報保護方針」を定め、個人情報の保護に努めています。

[23011055036]

農産物直売所永山店17周年イベント・ 農家の直売会も開催！

農産物直売所あさがお 今年のお盆も盛況！

農産物直売所あさがおでは、今年も多くの方にご来店いただき盛況となりました。販売開始と同時に切り花を買い求める方が多く、売切れ続出となりました。

吉田農産物直売課長は「多くのお客様にご利用いただいて大変ありがたいです。おいしい夏野菜、お肉等をお盆に家族で楽しんでいただきたいと思います。」と話していました。



鮭・カニ祭を開催！

7月1日（土）、あさがお永山店にて大場水産フェアが行われました！開店前から行列ができ、根室で水揚げされた新鮮な海の幸を多くのお客様にお買い求めいただきました。

新鮮なカニや牡蠣が特価で販売され、大盛況となりました。

ご来店ありがとうございました！



農 産物直売所あさがお永山店では7月29日（土）、30日（日）に17周年イベントを開催しました。29日は江丹別そば処の香の営業時間の延長、店舗前特設会場では焼き鳥・生ビール等の販売を実施し、大勢のお客様で賑わいました。30日（日）には、あさがお運営協議会協力のもと店舗前にて野菜百円均一テント市を開催しました。あさがお運営協議会会員に参加いただき、生産者自ら消費者と会話を交えながら新鮮・安全・安心な野菜や果実の販売を行い、JAあさひかわ産農産物のPR・消費拡大に取り

組みました。当参加された生産者は大粒の汗を流し消費者と顔を合わせ、会話を交えた販売を行った結果、持ち込まれた野菜は2時間でほぼ完売となりました。また、1,000円以上お買い上げごとにお買物券の進呈やソフトクリームの特価販売を行い、新鮮な野菜や果樹を買い求めた大勢のお客様や甘くさっぱりとした冷たいソフトクリームを求めたお客様で賑わいを見せ、お客様に好評の声をいただきました。皆様、ご来店ありがとうございました！



JAあさひかわ青年部がPR活動を実施！

令和5年7月16日（日）に、JAあさひかわ青年部が、カムイスキーリンクスにて開催された「北海道ドリフトチャレンジ2023」の飲食・物販ブースに出店し、JAあさひかわ産農産物のPR活動を行いました。

当JAあさひかわ産米を使用したドン菓子や部員が栽培したハスカップを使用したジュースなどの販売を行いました。

前日までの悪天候が嘘のように、天候に恵まれた当日は、道内各地から非常に多く来場者が訪れ、購入された方に青年部員が直接手渡することで、「安全・安心」なJAあさひかわ産農産物を直にPRすることができました。

また、青年部と事業連携を行っている旭川農業高校の生徒も参加し、農業高校で採れた野菜の販売を行い、集客に貢献しました。

青年部員は直接消費者に販売することで、JAあさひかわ産農産物のイメージや実際の消費者からの感想も聞くことができ、PR活動の効果を感じているようでした。



JAあさひかわ年金相談会を開催

8月16日（水）各金融支所にて「JAあさひかわ年金相談会」が開催されました。テレビ画面を通じて会話するWeb会議サービスを用いた形式で行われました。年金の専門である社会保険労務士の方へ「受給手続きはいつ頃したらいいの」「年金と失業手当の関係を教えて欲しい」など参加者から熱心な質問が続きました。参加者全員の相談を無事終了したところで相談会は終了しました。

当組合では相談会に限らず通年で年金に関する相談を受け付けております。年金に関するご相談・質問がありましたら、些細な事でも構いませんので、お近くのJA金融窓口までお気軽にお問合せください。



JAあさひかわ女性セミナー『下國シェフ地産地消料理教室』

令和5年8月4日（金）、永山市民交流センターにて令和5年度第1回目となる女性セミナーが開催され、下國伸シェフを講師に招いて『地産地消料理教室』を行いました。下國シェフは“旭川食のアンバサダー”に就任されており、旭川市の農畜産物や食文化のPRや地産地消を広める活動をしていて、今回も地元産の野菜を使ったレシピを考案、実演調理しました。

メニューは『カリフラワー塊ロースト』『なす丸ごとクリスピー春巻き』『小松菜の豚バラまき』の3品で、参加者の目の前で調理のコツ等を話しながら下國シェフが調理をし、カリフラワーの芯を余すことなく使ったり、茄子の剥いた皮を調理に使ったりと、参加者からは感心の声が聞こえていました。

完成した3品を試食すると、どれも美味しく、家でも真似をしてシェフのアイディアを取り入れたいとの声が聞かれました。



コツを説明しながら、調理をする下國シェフ

JAあさひかわ稲作協議会夏季研修会開催

令和5年7月19日（水）「JAあさひかわ稲作協議会夏季研修会」が旭川トーヨーホテルにて開催されました。JAあさひかわ稲作協議会会員45名が出席し、講師4名をお招きして講演が行われました。ホクレン旭川支所米穀課門脇課長様・パールライス販売課舘岡課長様・生産資材課からは片桐様より、各部門ごとの情勢等などについて講演をいただきました。更には株式会社ニチレイフーズ鈴木部長様による「実需が求める北海道米について」の講演をいただきました。講演終了後は会員の皆様より、たくさんの質問や意見交換などがあり、大変有意義な研修会となりました。



1 収穫適期の判定 ～玄米判定により、的確に刈り取り時期を判断し、高品質米生産につなげましょう～

コンバイン収穫における収穫時期は米の品質を左右する重要な要因です。刈り取りが早すぎると未熟粒や青米が増加し、収量が減少します。一方、収穫が遅れると、着色粒や胴割れ粒の発生が多くなり、品質低下につながります（図1、2）。刈り取り適期は、出穂からの積算温度や籾の熟度、玄米判定により正確に把握し、高品質米の生産を目指しましょう。

(1) 積算温度による成熟期予測

出穂からの日平均気温の積算が1,000℃に達する日を成熟期の目安とします（表1）。この日からおよそ1週間後が収穫適期となりますので作業計画の目安にしましょう。

なお、本年も気温が高く推移しており、収穫適期が早まることが予想されるため、注意が必要です。

(2) 籾の熟度による判定

積算気温により予測した成熟期が近づいたら、黄化籾の割合を目視で確認しましょう。成熟期は遅れ穂を除いた全籾の90%が完熟籾となった時です。完熟かどうかは籾の付け根にある護えいが黄色になっていることで判断します（図3）。

(3) 玄米による収穫適期判定【確実な方法】

成熟期が近づいたら、収穫前までに必ず、玄米による収穫適期の判定を行いましょう。（図4）

穂揃いが悪いほ場や登熟のバラつきが大きいほ場では刈取株数（箇所数）を多めとします。

- ・下記の計算例をもとに、整粒歩合70以上になった日が収穫適期です。
- ・青米は1日に3%程度（低温・寡照時は2.5%程度）整粒に変化します。
- ・収穫適期まで10日以上ある場合は、再度判定します。
- ・着色粒がある場合は、早めに刈り取ります。

<計算例> サンプル刈取日9/1、整粒60%の場合

（整粒歩合目標 - サンプルの整粒）÷ 整粒変化割合＝収穫開始までの日数

（ 70% - 60% ）÷ 3%／日 ＝ 3.3日

刈取日 + 収穫開始までの日数 ＝ 収穫適期始

9/1 + 3.3日 ＝ 9/4～5

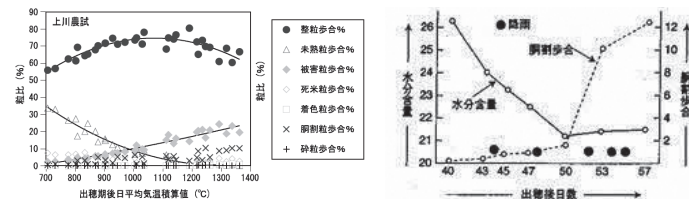


図1 出穂後日平均気温と整粒・未熟粒の関係（H25 道総研『ブランド米生産に向けた「ゆめぴりか」の栽培指針」より）

表1 積算温度による成熟期予測（旭川アメダスより）

育苗様式・品種	出穂期			成熟期目安（積算1000℃）	
	R5	平年	遅速	R5	
成苗・ななつばし	7/21	7/25	早4	9/3（早9）	出穂期後44日
成苗・ゆめぴりか	7/21	7/25	早4	9/3（早9）	出穂期後44日

※8月21日以降は平年値を使用

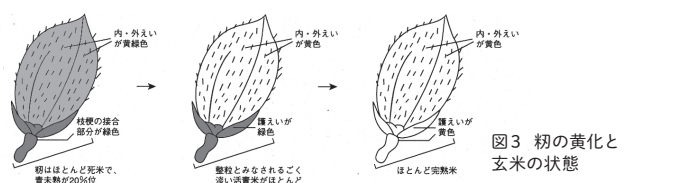


図3 籾の黄化と玄米の状態

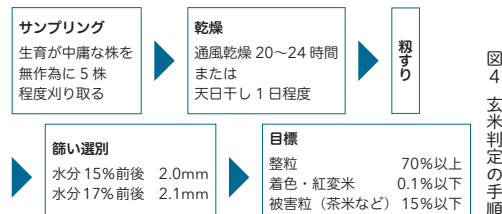


図4 玄米判定の手順

2 コンバインの整備

コンバインの整備不良は、収穫作業中の故障や事故の原因となり作業効率が大きく低下します。収穫作業を効率よく進めるには、収穫前の整備・調整が重要です。自動方向制御装置や流量・速度の自動制御、刈り高、扱ぎ深さ等の点検を行いましょう。

3 異品種・異物混入(コンタミ)の防止

コンタミ防止のため、収穫前にほ場毎の作付け品種を確認しましょう。小麦収穫に利用したコンバインや乾燥機を使う場合や、収穫・乾燥時に品種が切り替わる場合は、コンバインや乾燥機の清掃を必ず行いましょう。

4 収穫後のほ場管理

(1) 稲わらの搬出 (写真1)

稲わらの春すき込みは、ほ場の乾燥を妨げ、ワキの発生により水稻の生育、品質、収量に悪影響を及ぼします。可能な限り、稲わらは搬出し、堆肥化しましょう。

(2) 溝掘りで表面排水の促進 (写真2)

溝掘りは、田面の停滞水や融雪水を排水するのに有効です。ほ場に溝を掘水するのに有効です。ほ場に溝を掘り、明きょや落水口につなぎましょう。

(3) 心土破碎の実施 (写真3)

心土破碎は、トラクターやコンバインの踏圧によってり底盤ができ、透排水性が不良となった場合に行ないます。施工はほ場が乾いた条件で実施し、既設暗きょに対して直角または斜めに施工します。ほ場が乾いているときにできるだけゆっくり施工しましょう。毎年継続して施工することで効果が上がります。



写真1 稲わら搬出の様子



写真2 落水口に接続された溝

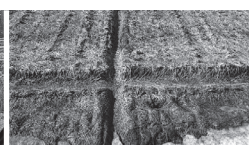


写真3 サブソイラを用いた心土破碎

さつまいも収穫

- 9月下旬から10月中旬頃は、さつまいもの収穫期となります。
- 9月下旬頃に試し掘りを行い、芋の大きさが200～500gとなっていたら収穫適期です。ほ場が乾いた日に収穫しましょう。
- 収穫は遅いほど増収し、芋もしっとり甘くなりやすいですが、霜にあたると腐敗しやすくなるので、注意してください。
- 収穫直後は皮が剥け易いので丁寧に扱い、品質維持に努めましょう。



写真1 マルチ除去



写真2 つる切除



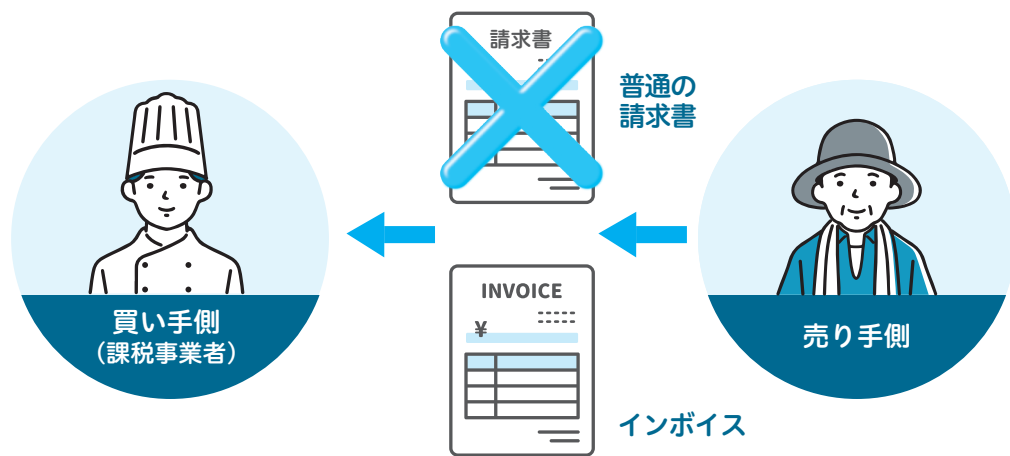
写真3 機械による収穫



写真4 コンテナ等で収集

～農作業は十分に余裕をもって、事故・けがに注意しましょう～

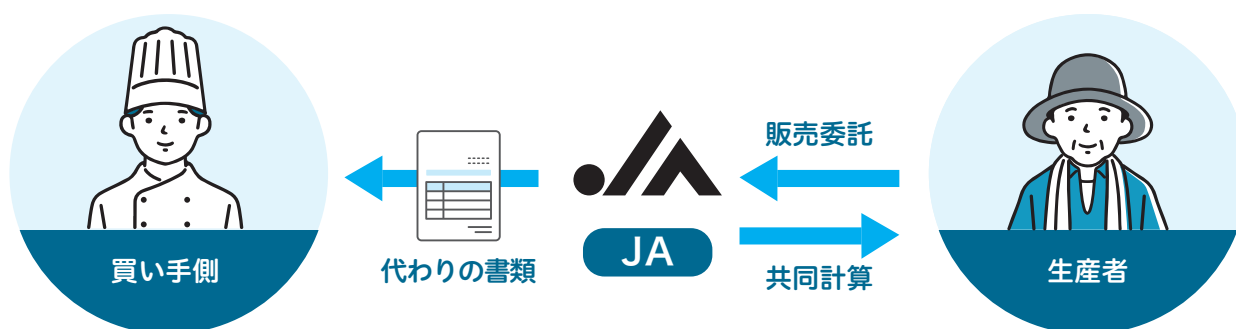
～機械のトラブル時は、エンジンストップ！ 農作業事故に注意しましょう！～



事業者区分	販売時の対応	仕入時の対応	
		本則課税	簡易課税
インボイス発行事業者	買い手側の課税事業者からインボイスを求められた場合発行しなければならない	売り手側からのインボイス発行必要	インボイス不要
課税事業者	インボイス発行不可	—	—
免税事業者			

JAと取引するには事業者登録は必要なの？【農協特例】

JAへ販売委託した農産物は「無条件委託方式」による販売と共同計算方式により精算されることが一般的です。この場合は、生産者による買い手側へのインボイス交付が困難な取引となるため、特例として生産者のインボイス発行義務を免除し、買い手側はJAの発行する書類で「仕入税額控除」ができます。よってインボイス制度導入に伴う影響はありません。



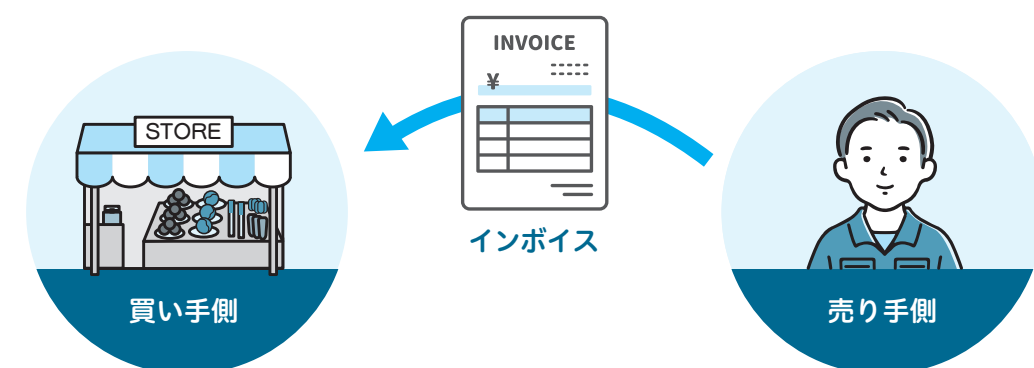
今後も広報誌等を通じて、インボイス制度についてご案内していく予定です。

令和5年10月からインボイス制度が始まります

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が始まります。皆さんも一緒に確認しましょう。

インボイス制度とは？

インボイス制度とは、正式名称を「適格請求書等保存方式」といいます。買い手と売り手の適用税率や消費税額などを正確に伝えるための「インボイス（適格）」という書類を発行する制度です。



インボイス記載事項

- 売り手の名前および登録番号
- 税率ごとに区分した販売代金の合計および適用税率
- 取引の日付 ○税率ごとに区分した消費税額 ○買い手側の名前
- 何を売ったのか（軽減税率が適用されるものがあればそれも記載）

発行にはインボイス発行業者の登録が必要ですが、登録すると「課税事業者」（※1）として消費税を申告しなければなりません。発行事業者登録は事業者の任意となります。（※2）

令和5年10月1日以降、課税事業者が買い手側の場合に「仕入税額控除」を適用するためには、売り手側からインボイスの交付を受けて、それを基に計算しなければなりません。また、売り手側は課税事業者の買い手側からインボイスを求められた場合、発行することが義務となります。

（※1）前々年の課税売上高が1,000万円を超える事業者

（※2）前々年の課税売上高が1,000万円以下の消費税免税事業者も登録は可能ですが、登録すると消費税の申告が必要になります。

理事会だより

第6回 理事会

令和5年6月28日(水)

監査報告

第1・四半期定期監事監査の報告について

不祥事再発防止策報告

不祥事再発防止策取組状況について

決議事項

1 組合員の出資金持分の譲渡及び減口について

報告事項

- 1 内部監査の実施報告について
- 2 令和5年5月末事業実績(子会社含む)について
- 3 TAC活動状況報告、主要農産物の状況及び地区営農状況について
- 4 令和5年度 畑地化促進事業の採択について
- 5 令和5年度仮決算棚卸監査の実施について
- 6 令和5年度各資材センターの繁忙期に係る休日営業実績について
- 7 令和5肥料年度肥料価格、及び「あい作」資材受注システム「取りまとめ」のサイト開設について
- 8 CCS定期確認に係る反社会的勢力の認定について
- 9 総代選挙にかかる選挙管理者・投票管理者の指名について
- 10 上川中央部5JA合併検討委員会について
- 11 上川管内 道連関係役員・関係機関役員・委員会委員等の配置について
- 12 役員研修会について
- 13 組合員の加入及び脱退の状況について
- 14 人事異動について
- 15 その他

第7回 理事会

令和5年7月28日(金)

不祥事再発防止策報告

不祥事再発防止策取組状況について

決議事項

- 1 令和5年度 農地の時価評価額について
- 2 不良債権の処理方針について

報告事項

【内部監査室】

- 1 内部監査の実施報告について
- 2 令和5年6月末事業実績(子会社含む)について
- 3 農家経営対策組合員の令和5年度第2四半期実績状況報告について
- 4 令和5年産 米穀の出荷契約等取りまとめ結果報告について
- 5 TAC活動状況報告、主要農産物の状況及び地区営農状況について
- 6 あい作資材受注システム導入に係る今後のスケジュールについて
- 7 JAバンクの内部管理態勢構築にかかる指針について
- 8 JAバンクiDeCoの取扱いについて
- 9 令和5年度大口信用供与先の経営状況について
- 10 金融円滑化にかかる条件変更対応状況について
- 11 北海道農業協同組合検査について
- 12 上川中央部5JA合併検討委員会について
- 13 系統連合会の出資配当及び事業割戻状況について
- 14 令和4年度 関連法人等事業実績及び決算概況報告書について
- 15 規程類の一部変更について
- 16 組合員の加入及び脱退の状況について
- 17 人事異動について
- 18 その他

お悔やみ 謹んで故人のご冥福をお祈り申し上げます

5/31	鈴木 真弓	さん	神居地区豊里農事組合
6/2	樋口 良作	さん	旭正地区東部農事組合
6/4	膳法 法幸	さん	北野地区8区農事組合
6/11	岡崎 耕二	さん	旭正地区旭正12農事組合
6/18	松原 昭一	さん	永山地区永山南農事組合
6/21	大橋 照子	さん	旭正地区愛宕農事組合
6/21	田中 義夫	さん	旭正地区忠別5農事組合
6/30	神谷 君子	さん	神居地区雨紛3農事組合
7/15	細川 雅彦	さん	旭正地区その他農事組合
7/15	上田 喜代之	さん	旭川中央地区西御料地8区農事組合
7/26	三田 久二	さん	旭正地区共栄2農事組合
7/29	千代 眞市	さん	永山地区14区農事組合
7/29	布子 きみ	さん	旭川中央地区西御料地6区農事組合



(令和5年7月末実績)

概要

組合員数	正組合員	1,563 名
	准組合員	17,242 名
	合 計	18,805 名
出 資 金 残 高	2,095 百万円	
販 売 取 扱 高	574 百万円	
生 産 資 材 供 給 高	913 百万円	
給 油 所 供 給 高	794 百万円	
生 活 供 給 高	38 百万円	
貯 金 残 高	97,722 百万円	
融 資 残 高	25,369 百万円	
長 期 共 済 保 有 高	1,443 億円	

監事会・監事監査の報告

監事会

第7回監事会 令和5年7月28日開催

監事監査

1. 無通告監事監査
令和5年7月12日から14日の3日間で8金融支所を実施
2. 棚卸監査
令和5年7月31日、8月1日に実施
3. 随時監査
令和5年7月に旭川協同総業を実施

*随時監査は、内部監査室と合同で実施しました。

編集後記

表紙写真にあさがお永山店、お盆の様子です。切り花や農産物を求める沢山のお客様にご来店をいただきました！
9月は寒暖差が大きく、農作業も忙しく、体調管理が難しいと思いますが、組合員の皆さまにおかれましては、お体に気をつけてください。

JAあさひかわ広報誌編集委員会



JAあさひかわの
気になるニュース

組合員資格の確認をお願いします

平素より当組合事業におきまして、ご理解・ご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、当JAでは定款の定めにより、組合員加入時の届出事項に変更があった場合はJAへ届出て頂くことになっております。

つきましては、下記を確認頂きますようお願い致します。

定款より抜粋

組合員の資格)

第12条 この組合の組合員は、正組合員及び准組合員とする。

② 次に掲げる者は、この組合の正組合員となることができる。

1. 10アール以上の土地を耕作する農民で、その耕作する土地又は住所がこの組合の地区内にあるもの
2. 1年のうち90日以上農業に従事する農民であって、その住所又はその従事する農業に係る土地又は施設がこの組合の地区内にあるもの
3. 農業を営む法人（その常時使用する従業員の数が300人を超え、かつ、その資本の額又は出資の総額が3億円を超える法人を除く。）であって、その事務所又はその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの

③ 次に掲げる者は、この組合の准組合員となることができる。

1. この組合の地区内に住所を有する個人でこの組合の事業を利用することが適当と認められるもの
2. この組合から第7条第1項第2号から第4号まで又は第12号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けているこの組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
3. この組合から第7条第1項第4号、第10号又は第21号の事業に係る物資の供給又は役務の提供を継続して受けているこの組合の地区外に住所を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの
4. この組合の地区の全部又は一部を地区とする農業協同組合
5. 農業経営基盤強化促進法第23条第1項の認定を受けた農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体（その農用地利用改善事業の実施区域の全部又は一部がこの組合の地区内にある団体であって、前項第1号又は第2号に該当する正組合員（同項第1号に該当する正組合員にあっては、その住所がこの組合の地区内にある者に限る。）が主たる構成員となっているものに限る。以下「農用地利用改善事業実施団体」という。）であって、この組合の施設を利用することが適当であると認められるもの（前項第3号及び前号に掲げるものを除く。）
6. 農事組合法人等この組合の地区内に住所を有する第2項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員となっている団体で協同組織のもとに当該構成員の共同の利益を増進することを目的とするものその他この組合又はこの組合の地区内に住所を有する同項第1号又は第2号に掲げる者が主たる構成員又は出資者となっている団体であって、この組合の施設を利用することが適当であると認められるもの（前項第3号及び前2号に掲げる者を除く。）

上記「組合員資格」に変更のある組合員の方がいらっしゃいましたら、大変お手数ですが、印鑑及びご本人が確認できる書類（運転免許証・健康保険証等）をお持ちになり、最寄の金融支所までお越し下さい。